令和６年度指導員養成並びに更新に係る講習会等について

＊島根県柔道連盟ＨＰに掲載

2024.6.2令和6年度理事総会資料

◎令和６年度からの指導員養成及び更新講習に係る主な改正点＊全柔連HPに掲載事項

・公認柔道指導者資格制度規程、及び指導員資格制度運用規則より

※２０２４年4月1日（改正）から新規程の実施

**ポイントは、毎年更新とＨＰによる自己管理**

＊2024年度以降、毎年更新（＊毎年の更新講習の受講による更新）

☞指導者資格有効期限＊１年間（毎年４月１日から翌年３月３１日まで）

＊個人登録及び各資格（審判、指導者、形審査員）登録を行わなかった場合、各種講習会を受講しても資格の取得や更新は不可※個人で登録システムへの反映

＊準指導員資格の廃止

１　受講要件

登録、年齢、段位、指導経験等・・・講習会当日現在で満たしていること

Ａ指導員　満22歳以上四段以上（Ｂ指導員資格取得２年以上継続的に指導）

Ｂ指導員　満20歳以上三段以上（Ｃ指導員資格取得２年以上継続的に指導）

Ｃ指導員　満18歳以上二段以上または教員免許状所持者

＊準指導員資格廃止

旧制度準指導員（18歳以上二段以上の方は、C指導員にて指導者資格登録可能）は、C指導員資格取得をめざす

２　Ｃ及びＢ指導員養成に係る講習会の形式・・・「面接講義（従来どおり開催）」

更新講習は全柔連が行う「オンデマンド講習会」で更新を推奨します。

しかし島根県では

※今年度、携帯やPCで対応できない方等のため面接型講習会も行います。

1. 島根県方式・・・今年度は、年３回実施、１日（4科目）開催

2ページ目に続く

1. グラフィカル ユーザー インターフェイス, Web サイト

   自動的に生成された説明推奨は全柔連が行う

「メディア講義（オンデマンド型）」（e-ラーニング）

〇日程・・・＊2024年5月18日～12月27日

＊自分の都合に合わせて２４時間いつでも受講可

＊受講は全柔連のjudo-Memberサイトからマイページの会員登録が必要でそこから開始。

３　再有効化

全柔連指導者更新講習会（e-ラーニング）もしくは、県柔連主催面接型更新講習会にて再有効化

＊こちらも全柔連オンデマンド講習会（e-ラーニング）を推奨

＊ただし、有効であった翌年のみ可能、翌々年度以降の再有効化は不可。

４　更新講習の内容

①コンプライアンス講習 ②審判規程講習 ③安全指導講習 ④トピックス講習の４講義

・・・内容は、オンデマンド講習も面接型も同内容

５　受講記録

県主催の更新講習に係る受講履歴は、主催者島根県で管理及び自己管理

全柔連主催のメディア講義に係る受講履歴は、自動的に登録システムに記録☞自己管理

6　養成講習会に係るテキスト

各養成講習会で使用するテキスト（Bテキスト、Cテキスト）は、必ず各自で準備（テキストはＨＰよりＤＬ・印刷）

＊県柔連HPからダウンロードし準備・・・開催要項に詳細は記載

**令和６年度の各指導員養成に係る講習会及び更新講習会について**

１Ａ指導員養成に係る講習会（１～２名程度）受講者は、島根県で推薦した者を派遣

２Ｃ指導員、Ｂ指導員の資格取得養成に係る講習会は、以下のとおり（従来どおり実施）

＊1「Ｃ指導員養成」及び「Ｂ指導員養成」に係る講習会は、各年１回実施

＊2Ｃ指導員養成講習会は６月に１回、Ｂ指導員養成講習会は９月に１回、開催

⑴Ｃ指導員養成に係る講習会（※開催要項等はＨＰ掲載及び地区連絡）※下記の１回のみ

①期日：令和６年６月２９日（土）３０日（日）＊２日間

②会場；江津中学校

③内容：講義、実技：１２時間（必須）に加え、検定試験レポート

④受講条件受講要件（登録、年齢、段位）を満たしている者＊必ず確認して申込む

＊C養成受講希望者は、次の受講要件２点を必ず満たしていること

1）全柔連の必要な「個人登録」が、受講申込時点で終了している者

2）講習会前日までに、満18歳以上、2段以上または教員免許状所持者

⑤その他

Ｃ指導員養成に係る講習会の受講希望者が５人数に満たない場合は、令和６年度の開催は中止とする。

⑵Ｂ指導員養成に係る講習会（※開催要項等はＨＰ掲載及び地区連絡）※下記の１回のみ

①期日：令和６年９月２８日（土）・２９日（日）＊２日間

②会場；江津中学校

③内容：講義、実技：１８時間（必須）に加え、検定試験レポート

④受講条件受講要件（登録、年齢、段位）を必ず満たしている者＊必ず確認して申込む

＊Ｂ養成受講希望者は、次の受講要件３点を必ず満たしていること

1）全柔連の必要な「個人登録」及び「指導者登録」が、受講申込時点で終了している者

2）講習会前日までに、満20歳以上、3段以上であること

3）Ｃ指導員認定後（＊認定書の認定日を確認）から今講習会初日までに２年以上経過している者

⑤その他

Ｂ指導員養成に係る講習会の受講希望者が５人数に満たない場合、令和６年度の開催は中止とする。

**更新講習会に係る講習会について**

＊全柔連主催の「オンデマンド講習」または県柔連主催の「面接型講習会」のどちらかで受講

グラフィカル ユーザー インターフェイス, Web サイト

自動的に生成された説明※推奨全柔連が行う「オンデマンド型（e-ラーニング）」による更新講習受講

日程・・・＊2024年5月18日～12月27日＊随時自由受講可

＊受講は全柔連のjudo-Memberサイトからマイページの会員登録が必要でそこから開始。

＊島根県においては、今年度改正新方式施行にともない、以下のとおり面接型により更新講習会も実施。携帯やPCで対応できない方等対応～未登録者防止　今年度の様子を検討、来年度以降実施は検討する。

※開催要項等はＨＰ掲載及び地区連絡＊令和６年度からは、更新に係る講習会受講に併せて毎年更新が義務付けられるので、今年度は、実験的に下記の３回を実施する。※下記の概要を確認してください。

令和６年度第1回（面接型）更新講習会

1. 期日：令和６年６月３０日（日）＊１日開催
2. 会場；江津中学校
3. 内容

a)コンプライアンス講習（約1時間） b）安全指導講習（約30分）

c）審判法講習 d)その他に係る講習（トピックス）（約1時間）

＊c)審判に係る講習は審判員資格更新講習会に代える 計４科目

1. 受講対象者：すべての指導員資格（A,B,C）保持者を対象とする
2. 受講条件※受講申込みの時点で、全柔連のすべての「個人登録」及び「指導者資格登録」が、完了している者

令和６年度第２回（面接型）更新講習会

1. 期日：令和６年９月２９日（日）
2. 会場：江津中学校
3. 内容：第１回と同様の更新講習会に係るカリキュラム計４科目
4. 受講対象者：すべての指導員資格（A,B,C）保持者を対象とする
5. 受講条件※受講申込みの時点で、全柔連のすべての「個人登録」及び「指導者資格登録」が、完了している者

令和６年度第３回更新講習会

1. 期日：令和６年１２月１日（日）
2. 会場；江津中学校
3. 内容：第１回及び第２回と同様の更新講習会に係るカリキュラム計４科目
4. 受講対象者：すべての指導員資格（A,B,C）保持者を対象とする
5. 受講条件※受講申込みの時点で、全柔連のすべての「個人登録」及び「指導者資格登録」が、完了している者

**再有効化申請並びにその他について**

　決められた有効期間（2024年の１か年）において、更新講習会が未受講の場合は、指導員資格が有効でない状態になります。（更新講習会の未受講者）

　同様に、全柔連登録に不備があった場合は、指導員資格が有効でない状態になります。

　そうした場合は、翌年度に限り更新講習会を受講し、再有効申請を行なえば、指導員資格は有効な状態になります。

　再有効化に関わる講習会は、更新講習会で取り扱います。

　必ず、担当者（濵岡、佐々尾）まで、相談のうえ、申込んでください。

ただし、全柔連登録がなされてない場合は、その対象となりません。

# その他

* 1. 「学校顧問特例資格制度」について、

＊取扱要領については、高体連及び中体連の委員長、もしくは総括する教育普及委員会か登録部長に確認し、指示に従ってください。

* 1. 令和６年度における指導員資格に係る関係の講習会すべては、別途（地区連絡及び県柔連ＨＰ掲載）要項等により確認して、所定の申込用紙にて期限までに申込む。
  2. 指導員養成及び更新（再有効化）に係るすべての問い合わせは、教育普及委員会（濵岡、佐々尾）までお願いします。
  3. 注意事項
     1. コンプライアンス講習は、審判員ライセンス所持者も必須となっており、指導者または審判員のコンプライアンス講習のどちらかを受講でどちらの資格も更新となる。
     2. 審判ルールについては、審判員ライセンス所持者は、審判員更新講習会を受講すると指導者資格講習会の審判ルール講習が免除となる。

1. 指導員資格に係る要件は、すべて指導員の資質に係る自己責任を原則として行いますので、管理、運用は、個人の責任によってお願いします。

＊問合せ先

①濵岡繁人090-4692-2889

②佐々尾義明090-7972-4748